

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		老人福祉センターの団体利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市老人福祉センター条例施行規則
条 項		第 3 条 第 2 項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 高齢福祉課(電話：048-829-1259)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>団体で老人福祉センターを利用しようとする者は、利用日の7日前までに老人福祉センター団体利用許可書により市長に申請する。</p> <p>市長がその申請を適正と認めたときは、老人福祉センター団体利用許可証を交付する。</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 31 日 設定 年 月 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日対応
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 31 日 設定 年 月 日 最終改正
備 考		